

# 江戸川河口だより

「出張所だより」は江戸川河川事務所のホームページ  
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)に掲載しています

国土交通省関東地方整備局  
江戸川河川事務所  
江戸川河口出張所発行  
電話03-3679-1460  
2009年05月07日【第38号】

## 第5回 稚アユ救出作戦が 4月18日(土)に行われました 多くの子ども達に参加し、Eボートなど楽しんでいました



Eボートで水門上流へ向かう子ども達

今年5回目となる『江戸川の稚アユ救出作戦』は、多くの子ども達の参加で、10時から江戸川水閘門付近（江戸川区東篠崎町）で行われました。

この催しは、江戸川水閘門に魚道がなく、魚が遡上しづらいため、稚アユの遡上を増やすことを目的に始められたものです。

子ども達の乗るEボートが閘門（船の通行路）を通ることで、稚アユの遡上を助けるというものです。参加者は、全体で約300名で、紙芝居や太鼓などもあり、楽しんでいました。

主催は、利根川・江戸川流域ネットワークで江戸川河川事務所も協力しました。



紙芝居を見る子ども達



元気な太鼓を演奏する参加者

### 4月の申請受付件数

河川法の条項等	H20年度	H21年4月	H21年4月まで
第24・26条	82件	6件	6件
第55条	46件	3件	3件
一時使用	238件	36件	36件
その他	14件	1件	1件

河川法第24条	土地の占用許可
河川法第26条	工作物の新築等の許可
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限
一時使用	河川の一部を一時使用

※申請が重複しているものは、1つでカウントしました。

### 増水期前に橋やグラウンドなどの点検を実施します

江戸川河川事務所では、増水する時期を迎えるに当たって「履行検査」を行います。

橋、樋管、グラウンドなどの占有者が『増水時に適切な対応できるかどうか』の確認と『安全上問題がないか』『適切に維持管理されているか』などの検査を行います。

当出張所では、次の5日間実施します。

- 5月20日（水）江戸川放水路
- 5月21日（木）江戸川放水路
- 5月22日（金）江戸川区内を重点
- 5月27日（水）葛飾区、市川市内を重点
- 6月1日（月）道路を重点

# 江戸川堤防の除草が5月連休明けから始まります

## 機械による除草状況



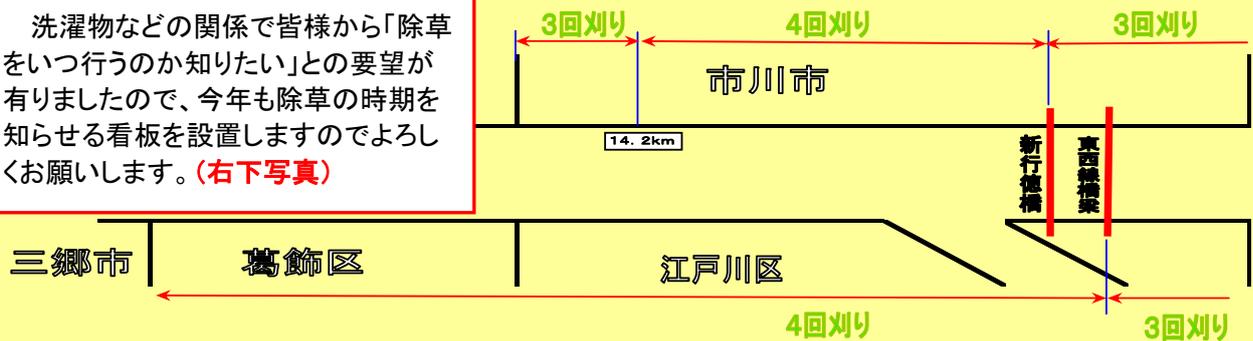
江戸川河口出張所では、堤防の除草を年3～4回実施しています。堤防の除草は、堤防が壊れていないかの確認や、増水時に民地（市街地）側に川の水が噴き出した時に確認しやすくすると共に対策工法をしやすくするためのものです。

もう一つは、イネ科花粉症対策として5月から7月の間に2～3回、除草時期を調整しながら実施しています。江戸川堤防にはネズミホソムギというイネ科外来植物が多く、毎年5月～7月の開花期にはイネ科花粉症の原因になっています。

この植物の花粉は、スギと違って遠くまで飛びませんので、堤防の近くに住んでいる方や、堤防を利用される方が被害を受けています。このため、この草を重点的に刈るようにしています。

## 道路管理者などと調整しながら出来るだけ同じ時期に除草を行います

洗濯物などの関係で皆様から「除草をいつ行うのか知りたい」との要望が有りましたので、今年も除草の時期を知らせる看板を設置しますのでよろしくをお願いします。（右下写真）



## あとがき

これから江戸川を利用して、水防訓練や防災訓練、花火大会の催し物が行われます。休日には、野球をしたり、散歩を楽しんだりと多くの方が利用しています。

江戸川河口出張所では、みなさんが安心、安全に利用できるようにと、河川の見回りをほぼ毎日行っています。今年4月から河川パトロールカーからバイクでの河川巡視に変更になりました。

時々河川敷を走っていると思いますので、よろしくをお願いします。

河川巡視員の毎日の報告を受け、ゴミの回収を月1～2回実施したり、堤防の傷んでいる所を直したり、河川敷道路に碎石を補充したりと色々役だっています。引き続き、皆さんの声を大切にしながら、『安全で、利用しやすい、川づくり』を行ってまいりますので、よろしくをお願いします。

『江戸川河口だより』編集長（上林喜美夫）

## 翌日の除草箇所を知らせます



## 江戸川河口出張所の5月以降の予定

番号	参加	月日	曜日	予 定
1	見学	5月19日	火	本田・金町消防署、葛飾区消防演習
2	見学	5月22日	金	東京消防庁・江戸川区総合水防訓練
3		5月下旬		履行検査(5日間)
4	見学	6月30日	火	警視庁災害警備総合訓練
5	見学	7月23日	木	江戸川区総合防災訓練